

# 事業系ごみの分類

## ■あらゆる事業活動で産業廃棄物に該当するもの

品目	例	注意点
燃え殻	焼却灰などの燃えカス、活性炭	まぎらわしい例 ・水分を含み泥状を呈する活性炭は汚泥
汚泥	排水処理の汚泥 建設汚泥 凝集沈殿汚泥 ビルピット汚泥 泥状を呈するもの	まぎらわしい例 ・し尿を含むビルピット汚泥は事業系一般廃棄物 ・ヘドロ等を含む土砂は、建設汚泥（自然土ではない）
廃油	エンジンオイル 潤滑油 ラード てんぷら油	まぎらわしい例 ・固形剤で固めた場合でも、産業廃棄物
廃酸	廃バッテリー液 写真漂白廃液 ジュース類（酸性のもの）	
廃アルカリ	自動車不凍液 写真現像廃液 金属石鹼廃液 ジュース類（アルカリ性のもの）	
廃プラスチック類	プラスチック製の容器 発砲スチロール 農業用ビニール 廃タイヤ 包装用結束バンド カップめん容器 ペットボトル	まぎらわしい例 ・以下のものも、全て廃プラスチック類に分類されます。 合成繊維くず (例) ポリエステル、ナイロンなど 合成ゴムくず (例) ゴムチューブ、廃タイヤなど
ゴムくず	天然ゴム製のごみ	まぎらわしい例 ・合成ゴムは廃プラスチック類
金属くず	空き缶 包丁等の刃物類 金属製の容器 ホッチキス針 クリップ バインダーの金具 ロッカー 金属製の事務用品 一斗缶、ドラム缶	まぎらわしい例 ・電池は金属くずと汚泥の混合物
ガラスくず・ コンクリートくず ※及び陶磁器くず ※コンクリートくずは工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く	ガラス製容器 板ガラス 空きビン 蛍光灯 コンクリートブロック 陶磁器製ティーカップ 瓦、レンガ 廃石膏ボード	まぎらわしい例 ・ガラス繊維くずはガラスくず等 ・蛍光灯はガラスくず等、金属くず、廃プラスチック類の混合物
鋳さい	鋳物廃砂 サンドブラストくず	まぎらわしい例 ・サンドブラストくずは、塗料等が混入している場合は汚泥
がれき類	建設工事に伴って生じたコンクリート片、レンガ片、瓦破片、アスファルト破片	
ダスト類（ばいじん）	集塵設備で捕集したもの	

産業廃棄物を処分するために処理したもので、他の産業廃棄物に分類されないもの

あらゆる事業活動で産業廃棄物に該当するもの

## ■特定の事業活動から発生する場合のみ、産業廃棄物に該当するもの

品目	例	注意点
紙くず	ダンボール 新聞・チラシ 書類・伝票 コピー用紙 紙パック・紙箱 シュレッダー紙 	紙・紙加工製造業、新聞業、出版業、製本・印刷物加工業、建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)などにより発生した紙くずは産業廃棄物  <b>まぎらわしい例</b> ・オフィスの廃書類は事業系一般廃棄物 ・オフィスで排出した紙パックは事業系一般廃棄物
木くず	剪定枝 丸太 木板 建設廃材 パレット 	木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)などにより発生した木くず、物品賃貸業(リース業)に係るもの、木製パレット(業種指定なし)は産業廃棄物
繊維くず	木綿くず 羊毛くず 畳 その他の天然繊維 	繊維工業(縫製を除く)、建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)より発生した天然繊維くずは産業廃棄物に分類  <b>まぎらわしい例</b> ・合成繊維は廃プラスチック類(産業廃棄物)
動植物性残さ	製品ロス(不良品) こうじかす、酒かす、あめかす等 ボイルかす、うらごしかす等 缶詰の中身 魚・獣の骨 	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において使用した固形状不要物は産業廃棄物に分類  <b>まぎらわしい例</b> ・飲食店等で排出したものは事業系一般廃棄物
動物系固形不要物	牛、豚、食鳥等の固形状の不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した固形状不要物は産業廃棄物
動物のふん尿	牛、馬、めん羊、ニワトリ等のふん尿	畜産農業に係るものは産業廃棄物
動物の死体	牛、馬、めん羊、ニワトリ等の死体	畜産農業に係るものは産業廃棄物

特定の事業活動で産業廃棄物に分かれるもの